

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用等の承認
処 分 権 者	指定管理者
根 拠 規 定	美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項、第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例 （利用の承認） 第 8 条 宿泊交流館を利用しようとする者は、原則として当該使用日の 3 日前までに指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 略 （利用の不承認） 第 9 条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、宿泊交流館の利用承認を与えないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 宿泊交流館の管理上支障があると認められるとき。
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 即日
	指定管理者が基準の設定主体 使用日の 3 日前までに申請（8-1）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日